

株式会社新生銀行
代表取締役社長

工藤 英之 殿

新生フィナンシャル株式会社
代表取締役社長

杉江 陸 殿

2015年4月28日

全新生銀行グループ労働組合

中央執行委員長 菊地 徳志

2017 年春闘要求書

まえがき

2011年10月に新生銀行レイクがスタートした以降毎年100億円を超える安定した利益を計上しており、今年度も129億円の最終利益の見込みです。

新規事業においてもIT事業や海外事業さらに金融とITを融合したフィンテイングに取り込む等、幅広い事業に着手し、中核事業であった貸金事業以外においても順調に進んでいます。(全社ミーティングの説明より)

この安定した利益や新規事業が順調に進んできた根柢には、市場の回復と同時に競合他社との競争が激化する中、労使が一体となって取り組んできた賜物であると認識しています。

今年は、疑似グループ本社設立をおこない、グループ機能の集約による効率性の向上や会社の壁を超えた人材の雇用を推進していくことが発表されました。したがって、今後も当社含めグループ全体の利益が向上すると同時に、職場の活性化も進んでいくものと期待しています。

しかしながら、2014年8月～2015年9月にかけて会社が組合を無視して一方的に踏み切った、「給与規程の改訂」、「57歳役職定年制度」、「定年後の再雇用制度」、さらに「LPバンドの社宅廃止」等の制度の導入、重ねてPバンド以上の社員は、非合理的な理由で減給を強要されました。

その結果、一部の社員の実質収入が大幅に減少しただけでなく、これらの制度の導入は社員の将来賃金まで抑制されるもので、殆どの社員は大きな不利益に対する不満と将来の不安を強く感じています。

その、不満の表れは、OHI調査(組織健全度調査)の中の項目にある説明責任の公平な業績評価の実施「(29)、モチベーション[18]と最も低い評価で象徴されています。したがって、組合は前示した制度の見直しをしない限り、従業員のモチベーションは、改善されないと考えています。

よって、2014年8月1日施行の撤廃若しくは、改訂を求めると共に、2015年1月13日付の「新報酬制度について組合の回答」を維持します。

また、電通の自殺事件や政府の働き方改革の影響もあり、社会的に働き方への関心が高まっています。その状況の中で、会社も2016年11月22日発信メールの中で、9点の経営として取り込む課題を発表しました。これはOHI調査(組織健全度調査)に対する対応を考えたものであり、新しい試みであると期待できるものの職場の中では、経営戦略と職場運営の歪で様々な問題が生じていることも事実です。その一つに目先の業績に追われ、無計画、見切り発車の指示が当たり前になってきたこと、その影響で職場に混乱や業務の滞留が発生しています。そのしわ寄せが、派遣社員も含めてメンタルの不調や退職者の増加(退職者の数値は会社が開示しないので推測です)、さらに、ハラスメントや安全配慮義務に反すると思われる事例も水面下では横行しています。

したがって、働き方改革、さらに一歩進んでダイゼントワーク(人間らしく働きやすい)のために、健康と安全、職場環境の改善についても、組合は強く要求します。

下記、要求内容は、第12回組合大会の活動方針の承認に基づき、4月22日の中央執行委員会の中で、最終決定しましたので会社は社員の実情を十分理解の上、誠意をもって応えるよう要求いたします。

尚、要求内容の理由については、団体交渉の中で補足説明しますので、会社の回答については、団体交渉の後に求めることとします。

したがって、この要求と同時に団体交渉を要求しますので、日時等は新生銀行、新生フィナンシャルで調整を図り、5/11(木)までに回答をお願いします。

記

1.賃金引き上げについて

直接雇用の組合員は賃金引上げ2%以上、または一律一時金の20,000円を要求する。
一時金の支払いの前提条件として業績賞与は100%原資を確保した上で別枠として一時金20,000円の原資の確保を求める。

2.評価制度について

評価不服申し立て者に対しての第三者苦情処理委員会制度を創設する事を要求する。

3.福利厚生

シンキ社からの転籍者の給与体系や福利厚生について SF 基準以下であれば不利益な部分は改善要求する。

例えば住宅補助など

社宅使用料の軽減、全額負担期限到来の撤廃(詳細については団体交渉時に会社へ提案)

4.単身赴任

単身赴任適応外者であっても社会の一般的に家族の帯同が無理と考えられるときは単身赴任適応者として認める事を要求する。

東京または大阪は勤務者で家族を東京または大阪に残している場合は、本人の希望があれば単身赴任の解除を求めます。

例として

本人勤務東京

(家族の居住は大阪在住)、本人勤務が大阪(家族の居住は東京)

5.定年再雇用者の働き方

退職関連で新たな要求、定年再雇用者の労働時間について現役時代の70%を要求する。

以上